

## 診断書の作成を依頼された医師の方へ

金沢家庭裁判所

診断書作成の依頼を受ける際に、依頼者から、福祉関係者が作成した「本人情報シート」の提供を受けることがあります。この「本人情報シート」は、診断書を作成する医師に対し、ご本人の生活状況等に関する情報を提供し、医学的判断を行う際の参考としていただくために、家庭裁判所が平成31年4月から導入したものです。

「本人情報シート」の提供を受けた場合には、ぜひ診断の参考資料として御活用ください。なお、記載内容についてのお問合せは、「本人情報シート」の作成者にお尋ねください。

「後見ポータルサイト」(<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/index.html>)  
→「手続案内及び各種書式」から「診断書書式」(Word形式)及び「成年後見制度における診断書作成の手引・本人情報シート作成の手引」(記載例あり)のダウンロードができます。